

薬生安発 1031 第1号
令和4年10月31日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

広島県収愛	
第	号
- 411 - 1	
處理期限	月 日
分類記号	保存年限

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号の規定に基づく要指導医薬品のうち、下記1.の医薬品については、令和4年10月31日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第7条の2第1項第1号に定める期間を満了し、同年11月1日より要指導医薬品から一般用医薬品（第1類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第322号。以下「改正告示」という。）が本日告示されました。

当該医薬品が要指導医薬品から第1類医薬品に移行することを踏まえ、適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしくお願いします。

記

1. 要指導医薬品から第1類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第1類医薬品となる日
フルチカゾンプロピオン酸エステル	令和4年11月1日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成26年厚生労働省告示第255号）第1号中から「フルチカゾンプロピオン酸エステル」を削除する。

